CAPITAL MARKETS BULLETIN

2024年1月9日号(Vol.76)

四半期報告書制度の廃止に関する 政令・内閣府令改正案等及び東証制度要綱等の公表

I. はじめに

Ⅱ. 半期報告書の様式等

皿. 中間財務諸表と監査証明

Ⅳ. 有価証券届出書(オファリング関係)

V. 四半期決算短信の記載事項の見直し等

Ⅵ. 施行日·適用時期

Ⅷ. おわりに

森•濱田松本法律事務所 パートナー 石橋 誠之 TEL. 03 6266 8905

masayuki.ishibashi@mhm-global.com

パートナー 宮田俊 TEL. 03 6266 8732

suguru.miyata@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

TEL. 03 6213 8124

risa.morita@mhm-global.com

アソシエイト 橘川 文哉 TEL. 03 6266 8559

fumiya.kitsukawa@mhm-global.com

I. はじめに

四半期報告書制度の廃止に関しては、2023年11月20日に「金融商品取引法等の一 部を改正する法律」(以下「改正金商法」といいます。)が成立しています。この法律の 施行に伴い、金融庁は、2023年12月8日、企業内容等の開示に関する内閣府令(以下 「開示府令」といいます。)をはじめとする関係政令・内閣府令等の改正案を公表し1、 2024年1月9日までパブリックコメント手続に付しています。

また、2023 年 12 月 18 日、東京証券取引所(以下「東証」といいます。)は、2023 年 11 月 22 日に公表した「四半期開示の見直しに関する実務の方針」2(以下「実務方 針」といいます。)を踏まえた「金融商品取引法改正に伴う四半期開示の見直しに関す る上場制度の見直し等について」(制度要綱)及び「決算短信・四半期決算短信作成要 領等」の改訂内容の暫定版(以下「制度要綱等」と総称します。)を公表しました 3。

これらは、改正金商法のもとでの半期報告書や取引所規則に基づく四半期決算短信 の記載内容等に関するものであり、実務の観点から重要なものであるため、本ニュー スレターにおいてその概要をご説明いたします。

Ⅱ. 半期報告書の様式等

改正金商法により、四半期報告書制度が廃止される一方で、上場会社には半期報告

¹ https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231208/20231208.html

² https://www.jpx.co.jp/news/1023/bkk2ed0000002ovx-att/bkk2ed0000002oz7.pdf

³ https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20231218-01.html

CAPITAL MARKETS BULLETIN

書の提出が新たに義務付けられます。また、非上場会社は、改正金商法前の金融商品取引法(以下「改正前金商法」といいます。)の下でも一定の要件を満たす場合には半期報告書の提出が義務付けられていますが、改正金商法により、根拠規定に変更が生じることとなります。

以下で詳述する半期報告書制度の概要は下表のとおりです(なお、非上場会社については四半期報告書制度の廃止による実質的な影響はありませんが、参考として併記しています。)。

		上場会社 (特定事業会社を除く)	上場している 特定事業会社	非上場会社				
記	記載内容							
	開示府令改正案 の様式	第4号の3様式	第4号の3様式	第5号様式				
		-1 - 26 - 66 11 45 45		-1				
	開示府令改正案	改正前の第 2 四半期報	改正前の第 2 四半期報	改正前の半期報告書と				
	の様式の内容	告書と同様の記載内容	告書と同様の記載内容	同様の記載内容				
提	提出期限							
	改正金商法上の	半期経過後 45 日以内の	半期経過後 60 日以内の	半期経過後3か月以内				
	規定	政令で定める期間内	政令で定める期間内					
	金商法施行令改	半期経過後 45 日以内	半期経過後 60 日以内	_				
	正案の内容							
財	財務諸表							
	財務諸表等規則	第一種中間(連結)財	第二種中間(連結)財	第二種中間(連結)財				
	改正案/連結財務	務諸表	務諸表	務諸表				
	諸表規則改正案							
	の内容							
監	監査人の関与							
	監査証明府令改	レビュー	監査	監査				
	正案の内容							

1. 半期報告書の記載内容

半期報告書における記載内容については、開示府令に委ねられているところ、今回の開示府令の改正案(以下「開示府令改正案」といいます。)では、内国会社による半期報告書について以下のとおり定められることとなりました。

(1) 上場会社(特定事業会社を除く)

上場会社 (特定事業会社を除く) の半期報告書は、開示府令改正案の第 4 号の 3 様式により作成することとされました 4。

開示府令改正案の第4号の3様式は、現行の開示府令における四半期報告書の様式である第4号の3様式の内容を基本的に踏襲しており、改正前金商法における第2四半期報告書と同様の記載内容になります。

すなわち、改正前金商法の第 2 四半期報告書において記載が必要とされていた事項(なお、改正前金商法の第 1・第 3 四半期報告書では必ずしも必須ではない事項)である、主要な経営指標等の推移の一部の項目(キャッシュ・フローの状況並びに

⁴ 改正金商法 24 条の 5 第 1 項表 1 号中欄、開示府令改正案 18 条 1 項 1 号

CAPITAL MARKETS BULLETIN

現金及び現金同等物の残高)、大株主の状況並びにキャッシュ・フロー計算書につ いては、改正金商法の半期報告書でも記載することとなります。

(2) 特定事業会社

上場会社のうち特定事業会社 5の半期報告書は、開示府令改正案の第 4 号の 3 様 式により作成することとされました。。

なお、特定事業会社については、改正前金商法の第2四半期報告書において中間 連結財務諸表に加えて単体の中間財務諸表の掲載が求められていますが、この点は 改正金商法の半期報告書においても同様に掲載が求められます⁷。

(3) 非上場会社

非上場会社の半期報告書は、現行の開示府令におけるのと同じく、開示府令改正 案の第5号様式により作成することとされています⁸。

開示府令改正案の第5号様式は、現行の第5号様式から技術的な文言の調整に関 する改正がなされていますが、実質的な変更はありません。

2. 提出期限

提出期限については、改正金商法上、上場会社は半期経過後 45 日以内の政令で定 める期間内、特定事業会社は半期経過後 60 日以内の政令で定める期間内とされてお り9、具体的な期限は政令に委ねられていたところ、今回の金融商品取引法施行令の 改正案(以下「金商法施行令改正案」といいます。)において、上場会社について45 日、特定上場会社について 60 日とされました 10。すなわち、改正前金商法の第2四 半期報告書とそれぞれ同様の提出期限となります。

なお、非上場会社については半期経過後 3 か月以内とされており 11、改正前の提 出期限から変更はありません。

Ⅲ. 中間財務諸表と監査証明

1. 中間財務諸表の呼称の変更

四半期報告書制度の廃止に伴い、従前の「四半期(連結)財務諸表」を「第一種

⁵ 金融システムの安定を図るためその業務の健全性を確保する必要がある事業として内閣府令で定める 事業を行う会社をいい(改正金商法24条の5第1項表2号上欄)、具体的には銀行・保険会社等である (開示府令改正案 18条2項各号)。

⁶ 改正金商法24条の5第1項表2号中欄、開示府令改正案18条1項1号

⁷ 開示府令改正案・第4号の3様式・記載上の注意(30)

⁸改正金商法24条の5第1項表3号中欄、開示府令改正案18条1項2号

⁹ 改正金商法 24 条の 5 第 1 項表 1 号及び同表 2 号下欄

¹⁰ 金商法施行令改正案第4条の2の10第3項及び同条4項

¹¹ 改正金商法 24 条の 5 第 1 項表 3 号下欄

CAPITAL MARKETS BULLETIN

中間(連結)財務諸表」、従前の「中間(連結)財務諸表」を「第二種中間(連結) 財務諸表」という呼称に変更されることが予定されています 12。

第一種中間(連結)財務諸表及び第二種中間(連結)財務諸表については、財務 諸表等規則及び連結財務諸表規則においてまとめて規定することとされており、こ れに伴い、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「四半期財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」、「中間連結財務諸表の用語、様式 及び作成方法に関する規則」及び「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 に関する規則」は廃止されることとされています。

2. 監査証明

半期報告書に含まれる中間財務諸表については、財務諸表等の監査証明に関する 内閣府令の改正案(以下「監査証明府令改正案」といいます。)においても、金商法 193条の2第1項本文に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明を受けること が求められます 13。具体的な監査証明の手続等については、監査証明府令改正案に おいて規定されており、第一種中間(連結)財務諸表にはレビュー、第二種中間 (連結) 財務諸表には監査を行うこととし 14、レビューを要する中間財務諸表と監 査を要する中間財務諸表を区分することとしています。

四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応に関して、2023 年 12 月 21 日付で金融庁企業会計審議会監査部会から「四半期レビュー基準の期中レ ビュー基準への改訂及び監査に関する品質管理基準の改訂について(公開草案)」が 公表され、改正金商法における中間財務諸表に対するレビューに加えて、四半期開 示義務が廃止された後の四半期決算短信におけるレビューも含め、年度の財務諸表 の監査を実施する監査人が行う期中レビューの全てに共通する基準が示されていま す 15。当該草案においては、「四半期レビュー基準」を「期中レビュー基準」に名称 変更するとともに、現行の四半期レビュー基準で規定している適正性に関する結論 の表明の形式 16に加えて、準拠性に関する結論の表明の形式 17を期中レビュー基準 に導入しました。これは、第 2 四半期の決算短信に記載される財務諸表についてレ ビュー・監査の対象外としつつ、半期報告書に記載される中間財務諸表の期中レ

¹² 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」といいます。)の改正 案(以下「財務諸表等規則改正案」といいます。) 1条1項2号及び同項3号並びに連結財務諸表の用 語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」といいます。)の改正案(以下「連結 財務諸表規則改正案」といいます。) 1条1項2号及び同項3号

¹³ 監査証明府令改正案 1 条 9 号から同条 12 号

¹⁴ 監査証明府令改正案 3 条 1 項

¹⁵ https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231221-2/20231221.html

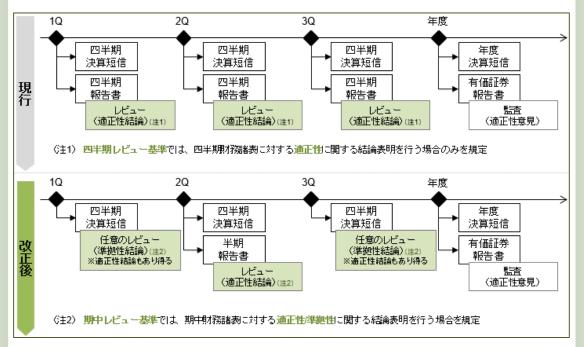
¹⁶ 期中レビューの対象となる期中財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が 全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する意見を表明する形式をいいます。

¹⁷期中レビューの対象となる期中財務諸表が、会計の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事 項が全ての重要な点において認められなかったかどうかに関する意見を表明する形式をいいます。この 形式においては、期中財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体 として適切に表示されているか否かについての一歩離れて行う評価は含まれません。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ビューについては、適正性に関する結論の表明の形式によることとする一方で、第 1・第 3 四半期の決算短信に記載される財務諸表について期中レビューをする場合には準拠性に関する結論の表明の形式とする(但し、財務諸表等規則等に基づいて開示を行う場合には、適正性に関する結論の表明の形式によることも考えられる)という、実務方針や制度要綱等にも沿ったものです(下記 V. もご参照ください。)。

期中レビューの基準の適用関係の概要は下図のとおりです。



(2023年12月14日第55回金融庁企業会計審議会監査部会事務局資料より筆者作成)

Ⅳ. 有価証券届出書(オファリング関係)

開示府令改正案により、オファリングの際に提出が必要となる有価証券届出書に関 しても、その記載事項や訂正事由に変更が生じています。

1. 記載事項

開示府令改正案においては、有価証券届出書の記載事項の一部についても改正がなされています。有価証券届出書は、主に、募集・売出しに係る有価証券に関する情報である証券情報と有価証券の発行者に関する情報である企業情報又は企業情報に代わる情報(第2号の2様式における追完情報及び組込情報、第2号の3様式における参照情報)から構成されていますが、内国会社によるオファリングにおいて使用される主な届出書様式における各情報ごとの改正内容は、具体的には以下のとおりです。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(1) 証券情報における改正内容(各届出書様式共通)

第三者割当を行う場合、証券情報において「割当予定先の概要」を記載することが必要とされています。割当予定先が有価証券報告書提出会社である場合、改正前においては、割当予定先の提出した直近の有価証券報告書以降に提出された四半期報告書又は半期報告書の提出日の記載が必要とされていましたが、四半期報告書の廃止に伴い、開示府令改正案においては四半期報告書の提出日の記載が削除されています¹⁸。

当該改正は、四半期報告書が廃止されたことに伴うものであり、これ以外の証券情報につき、記載内容の実質的な変更となる改正はなされていません。

(2) 企業情報等における改正内容

有価証券の発行者に関する情報である企業情報(第2号様式及び第2号の4様式)及び企業情報に代わる情報(第2号の2様式における追完情報及び組込情報、第2号の3様式における参照情報)の改正内容については以下のとおりです。主な改正内容は、いずれも、四半期報告書の廃止に伴い、第1四半期及び第3四半期に係る四半期財務諸表及び財務情報並びにこれらに関連する非財務情報の記載義務が削除されたものです。

ア 第2号様式 (通常方式)

(ア) MD&A

改正前においては、第 2 号様式(通常方式)において四半期財務諸表を掲載する場合に<u>当該四半期会計期間に係る経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況の記載及びその分析(MD&A)</u>が必要とされていましたが、開示府令改正案においては、上記記載は不要とされ、有価証券届出書届出書において中間財務諸表を掲載する場合に<u>当該中間会計期間に係る経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状</u>況の記載及びその分析が必要である旨の内容に改正されています ¹⁹。

したがって、開示府令改正案においては、有価証券届出書提出時点が第 1 四半期決算短信公表以降であっても、第 2 四半期決算短信公表以前である場合は、第 1 四半期に係る MD&A の記載は不要となり、通期に係る MD&A の記載をすれば足りることとなります。また、有価証券届出書提出時点が第 2 四半期決算短信公表以降となる場合、半期及び通期に係る MD&A の記載をすれば足りることとなり、第 3 四半期決算短信公表以降となる場合も第 3 四半期に係る MD&A の記載は不要となります。

なお、改正前においては、第 2 四半期 (半期) に係る生産、受注及び販売の状況 について、非上場会社の場合には、中間会計期間における状況の記載が必要とされ

¹⁸ 開示府令改正案・第2号様式・記載上の注意(23-3)a(b)

¹⁹ 開示府令改正案・第2号様式・記載上の注意(32)a(a)

CAPITAL MARKETS BULLETIN

る一方で、上場会社(特定事業会社を含む。)の場合には、生産、受注及び販売の 実績について著しい変更・変動がある場合にのみ記載が必要とされ、上場会社及び 非上場会社で求められる記載内容が異なっていましたが、この点については、改正 後も同様とされています 20。

(イ)「経理の状況」における連結・単体財務諸表

改正前においては、有価証券届出書提出時点までに開示可能な四半期連結財務諸 表の掲載が必要とされていましたが、開示府令改正案においては、四半期連結財務 諸表の掲載は不要となる代わりに、**開示可能な中間連結財務諸表がある場合にはそ の掲載**が必要である旨の内容に改正されています ²¹。単体の中間財務諸表について も同様です 22。

したがって、開示府令改正案においては、有価証券届出書提出時点が第 1 四半期 決算短信公表後となる場合、第 1 四半期に係る連結・単体財務諸表の掲載は不要と なり、通期の連結・単体財務諸表の掲載をすれば足りることとなります。また、有 価証券届出書提出時点が第2四半期決算短信公表以降となる場合、半期及び通期の 連結・単体財務諸表の掲載をすれば足りることとなり、第3四半期決算短信公表以 降となる場合も第3四半期に係る連結・単体財務諸表の掲載は不要となります。

なお、開示府令改正案により、連結・単体の財務諸表・中間財務諸表をそれぞれ 連結財務諸表規則又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合には、 「経理の状況」において、その旨(連結・単体の中間財務諸表を連結財務諸表規則 又は財務諸表等規則に定めるところにより作成している場合は、その旨及び第一種 中間(連結)財務諸表・第二種中間(連結)財務諸表のいずれに当たるか)を記載 することが新たに求められます 23。

(ウ)「経理の状況」の「その他」における経営成績の概要の記載

改正前においては、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後概ね3か月、6 か月又は 9 か月を経過した日以降で各第 1~第 3 四半期報告書の提出期限前(各四 半期末後45日以内)に有価証券届出書を提出する場合には、「経理の状況」の「そ の他」において当該3か月、6か月又は9か月の四半期の連結経営成績又は単体経 営成績の概要を記載することが必要とされていましたが、開示府令改正案において は、かかる四半期に係る連結・単体の経営成績の概要の記載は不要とされ、その代 わりに、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後概ね6か月を経過した日以降、

²⁰ 開示府令改正案・第 2 号様式・記載上の注意(32)a(b)(c)。なお、第 2 四半期(半期)に係る<u>主要な設</u> 備の状況についても、非上場会社には、中間決算日における主要な設備の状況等の記載が必要とされる 一方で、上場会社(特定事業会社を含む。)には、主要な設備について著しい変更・変動がある場合に のみ記載が必要とされ、上場会社及び非上場会社で求められる記載内容が異なっていましたが、この点 についても、改正後も同様とされています (開示府令改正案・第2号様式・記載上の注意(36)a)。

²¹ 開示府令改正案第2号様式・記載上の注意(61)

²² 但し、特定事業会社以外の上場会社においては、中間連結財務諸表を作成している場合には単体の中 間財務諸表の掲載は不要となります (開示府令改正案第2号様式・記載上の注意(68))。

²³ 開示府令改正案第2号様式・記載上の注意(59)a

CAPITAL MARKETS BULLETIN

半期報告書の提出期限前に有価証券届出書を提出する場合に、当該 6 か月の連結経 営成績又は単体経営成績の概要 24を記載することとされています。

したがって、開示府令改正案においては、有価証券届出書提出時点が、新たな連 結会計年度(又は事業年度)開始後3か月を経過し、かつ、第1四半期決算短信を 公表する前である場合、第 1 四半期に係る連結・単体経営成績の概要の記載(改正 前であれば必要とされた記載)は不要となります。また、有価証券届出書提出時点 が、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後9か月を経過し、かつ、第3四半 期決算短信を公表する前である場合、第 3 四半期に係る連結・単体経営成績の概要 の記載(改正前であれば必要とされた記載)は不要となります。他方で、有価証券 届出書提出時点が、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後 6 か月を経過し、 かつ、半期報告書を提出する前である場合、当該 6 か月の連結・単体経営成績の概 要の記載が必要となります。

イ 第2号の2様式(組込方式)

(ア) 追完情報

改正前においては、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後概ね3か月、6 か月又は9か月を経過した日以降、各第1~第3四半期報告書の提出期限前(各四 半期末後 45 日以内) に有価証券届出書を提出する場合には、追完情報において、 当該3か月、6か月又は9か月の連結経営成績又は単体経営成績の概要を記載する ことが必要とされていましたが、開示府令改正案においては、かかる四半期に係る 連結・単体の経営成績の概要の記載は不要とされ、その代わりに、新たな連結会計 年度(又は事業年度)開始後概ね 6 か月を経過した日以降、半期報告書の提出期限 前に有価証券届出書を提出する場合に、当該 6 か月の連結経営成績及び単体経営成 **績の概要** 25 を記載することとされています。

したがって、上記ア(ウ)と同様に、開示府令改正案においては、有価証券届出 書提出時点が、新たな連結会計年度(又は事業年度)開始後 3 か月を経過し、かつ、 第1四半期決算短信を公表する前である場合、第1四半期に係る連結・単体経営成 績の概要の記載は不要となります。また、有価証券届出書提出時点が、新たな連結 会計年度(又は事業年度)開始後9か月を経過し、かつ、第3四半期決算短信を公 表する前である場合、第3四半期に係る連結・単体経営成績の概要の記載は不要と なります。他方で、有価証券届出書提出時点が、新たな連結会計年度(又は事業年 度) 開始後6か月を経過し、かつ、半期報告書を提出する前である場合、当該6か 月の連結・単体経営成績の概要の記載が必要となります。

²⁴ 連結経営成績を記載する場合には、単体経営成績の記載については省略可能とされています(開示府 令改正案第2号様式・記載上の注意(74)b)。

²⁵ 特定事業会社以外の上場会社においては、連結財務諸表を作成している場合には、単体の経営成績の 記載は不要となります (開示府令改正案第2号の2様式・記載上の注意(2)e(a))。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

(イ) 組込情報

改正前においては、直近の有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日ま での間に提出した四半期報告書及び半期報告書を記載することとされていましたが、 開示府令改正案においては、四半期報告書については削除されています。

したがって、組込情報として記載されることとなる書類は、有価証券報告書及び 半期報告書(これらに係る訂正報告書を提出している場合には当該訂正報告書を含 みます。) のみとなります。

ウ 第2号の3様式(参照方式)

(ア)参照書類

改正前においては、直近の有価証券報告書の提出日以後有価証券届出書提出日ま での間に提出した四半期報告書又は半期報告書等を参照書類として記載することと されていましたが、開示府令改正案においては、四半期報告書については削除され ています。

したがって、参照書類として記載されることとなる書類は、有価証券報告書、半 期報告書及び臨時報告書(これらに係る訂正報告書を提出している場合には当該訂 正報告書を含みます。)のみとなります。

(イ)添付書類

開示府令においては、第2号の3様式により有価証券届出書を提出する場合にお いて、当該届出書において参照書類として掲げられた有価証券報告書の提出日以後 に、当該提出日前に発生した当該有価証券報告書に記載すべき重要な事実で、当該 書類を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載す ることができる状態になった場合(但し、重要な事実の内容を記載した継続開示書 類が参照書類に含まれている場合を除きます。)には、添付書類として当該重要な 事実を記載した書面を提出することとされています 26。

現行の「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドラ イン)」(以下「開示ガイドライン」といいます。)においては、かかる重要な事実 として、各第 1~第 3 四半期財務諸表を公表した場合における当該第 1~第 3 四半 期財務諸表がこれに該当するとされていたことから 27、実務においては、四半期決 算短信公表後かつ四半期報告書提出前に第2号の3様式による有価証券届出書を提 出する場合には、四半期財務諸表を業績の概要として添付することが必要と解され ていました。

今回の開示ガイドラインの改正案(以下「開示ガイドライン改正案」といいま す。) においては、第 1 及び第 3 四半期財務諸表については削除されていることか

²⁶ 現行開示府令 10 条 1 項 3 号ホ(1)

²⁷ 現行開示ガイドライン B7-4、7-3(3)、①

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ら、第1四半期決算短信又は第3四半期決算短信の公表後に有価証券届出書を提出する場合、第1四半期又は第3四半期財務諸表を業績の概要として添付することは不要となると解されます。他方で、中間財務諸表の公表については上記重要な事実に該当するとされていることから²⁸、第2四半期決算短信の公表以降、半期報告書の提出前に有価証券届出書を提出する場合には、従前と同様に、中間財務諸表を業績の概要として添付することが必要となると考えられます。

エ 第2号の4様式(新規上場時)

第2号の4様式の改正内容については、上記アに記載の第2号様式の改正内容と 同様です。

上記ア〜エに記載した改正後の内容を、有価証券届出書の提出時期ごとにまとめると下表のとおりです。

様式	記載項目	前事業年度に係る有価証券報 告書提出後~事業年度開始後 6 か月前	事業年度開始後 6 か月後〜半 期報告書提出前	半期報告書提出後~
第2号 /第2号	MD&A	前事業年度通期に係る記載	前事業年度通期に係る記載	・前事業年度通期に係る記載・当事業年度半期に係る記載
Ø 4	経理の状況に 掲載する財務 諸表	前事業年度及び前々事業年度 の通期財務諸表	前事業年度及び前々事業年度 の通期財務諸表	・前事業年度及び前々事業年度の通期財務諸表・当事業年度の中間財務諸表
	経 理 の 状 況 「その他」に おける経営成 綾の概要	不要	当該6か月の経営成績の概要	不要 (財務諸表として掲載される ため)
第 2 号 の 2	追完情報にお ける経営成績 の概要	不要	当該6か月の経営成績の概要	不要 (組込書類となるため)
	組込情報	前事業年度有価証券報告書	前事業年度有価証券報告書	・前事業年度有価証券報告書 ・ 当事業年度半期報告書
第 2 号 の 3	参照情報	前事業年度有価証券報告書	前事業年度有価証券報告書	· 前事業年度有価証券報告書 • 当事業年度半期報告書
	業績の概要の 添付	不要	中間財務諸表 29	不要 (参照書類となるため)

(3) 四半期財務情報の任意掲載

上記(2)に記載のとおり、開示府令改正案により、有価証券届出書においては、四半期に係る財務情報の記載は法的には必須ではなくなりましたが、金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成している発行者(今後取引所へ上場しようとする会社を含みます。)は、第2号様式において、「経理の状況」において掲載が義務付けられる通期及び半期に係る財務諸表に加えて、四半期に係る財務情報を任意に掲載することが可能であることが開示ガイドライン改正案において明確にされています。かかる任意掲載を行う場合には、当該四半期に係る財務情報に対するレビューの有無を記載し、また、レビューが行われている場合にはレ

²⁸ 開示ガイドライン改正案 B7-4、7-3⑧

²⁹ 有価証券届出書の提出時期が第2四半期決算短信公表後となる場合

CAPITAL MARKETS BULLETIN

ビュー報告書を添付することが必要とされています 30。

したがって、第 1・第 3 四半期についても四半期決算短信に掲載した四半期に係る財務情報を有価証券届出書においても開示することが可能となります。

もっとも、上記開示ガイドライン改正案は第 2 号様式に関するものであるため、第 2 号様式以外の様式の場合に四半期財務情報の任意掲載が可能であるかどうかについては必ずしも明らかではありません。第 2 号様式以外の様式はいずれも第 2 号様式に準じて記載することとされているため、上記の四半期に係る財務情報についても、他の届出書記載様式において第 2 号様式に準じて任意掲載することは可能となるようにも思われますが、任意掲載する場合には、特に「経理の状況」の記載項目のない第 2 号の 2 様式及び第 2 号の 3 様式においては、どの記載項目において掲載すべきかという点等も含め、実務において検討が必要と考えられます。

また、オファリングにおいては、投資家がより最新の企業情報を元に適切な投資判断を行えるように直近の四半期の財務情報や当該財務情報の分析に関する情報等を提供することも重要と思われることを踏まえれば、実務においては、四半期決算短信で公表された第 1・第 3 四半期に関する財務情報を有価証券届出書においても任意に掲載するニーズは相応にあるように思われます。もっとも、当該四半期財務情報について監査法人によるレビューは必須とはされないところ、レビューを経ていない四半期財務情報を任意掲載することについては慎重な対応が必要と考えられます。

2. 訂正事由

現行開示ガイドラインにおいては、有価証券届出書の訂正事由として、有価証券届出書の提出後に四半期財務諸表(連結又は単体)が作成され、公表された場合及び四半期財務諸表(連結又は単体)が作成され、これにつき監査証明を受けた場合が例示されていましたが、開示府令改正案においては、これらが削除されています31。

また、決算案について取締役会により承認された場合が上記訂正事由の 1 つとして例示されていますが ³²、当該決算案は「最近事業年度の次の事業年度の決算案」とされており、通期に関する財務諸表のみが対象となるため、四半期決算案について取締役会決議により承認がなされた場合は、有価証券届出書の訂正事由とはならないと考えられます。

したがって、有価証券届出書の提出後に各四半期・半期・通期の開示書類を提出

³⁰ 開示ガイドライン改正案 B5-21-2

³¹ 開示ガイドライン改正案 B7-3

³² 現行開示ガイドライン B7-3⑦

CAPITAL MARKETS BULLETIN

した場合の訂正の必要性の有無等は、下表のとおりとなると考えられます 33。

開示書類の提出	訂正の必要性	開示ガイドライン改正案上の訂正事由 (連結財務諸表を作成している会社の場合)
第 1 四半期決算短信	なし	_
第 2 四半期決算短信	あり	最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され、当該中間連結財務諸表(その概要を含む。)が公表された場合(B7-3③)
半期報告書	あり	最近連結会計年度の次の連結会計年度に係る中間連結財務諸表が作成され監査証明を受けた場合(B7-3④)
第 3 四半期決算短信	なし	_
通期決算短信	あり	最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が 作成され、当該連結財務諸表(その概要を含む。)が公 表された場合(B7-3①)
有価証券報告書	あり	最近連結会計年度の次の連結会計年度の連結財務諸表が 作成され監査証明を受けた場合(B7-3②)

V. 四半期決算短信の記載事項の見直し等

2022 年 6 月及び同年 12 月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告によって示された四半期開示の四半期決算短信への「一本化」の実現に向け、2023 年 11 月 22 日に実務方針が公表され、四半期決算短信の内容等についての方針が示されましたが、同年12月18日、東証は、制度要綱等を公表しました。

制度要綱等の内容は、実務方針で示された内容とほぼ同様の内容となっていますので、以下では、実務方針で示されていなかったが制度要綱等において初めて示された内容を中心に紹介します。実務方針の内容については、当事務所ニュースレター「四半期報告書制度の廃止と四半期開示の見直しに関する実務指針」(CAPITAL MARKETS BULLETIN 2023 年 12 月号(Vol.75))をご参照ください。

1. 四半期決算短信における記載事項等

(1) 記載事項、監査人のレビューの要否及び開示時期

制度要綱等においては、第1四半期及び第3四半期決算短信において開示が義務付けられる事項、監査人によるレビューの要否やレビューが義務付けられる場合の要件、四半期決算短信及び決算短信の開示時期について示されていますが、これらはいずれも実務方針で示された内容と同内容です。

(2) 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント

制度要綱等においては、四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメントとして、①取引所が必要と認める場合には、上場会社に対して、必要な調査及び調査結果の報告を求めることができるようにすること、②上場会社は、取引所が、実効性確保措置の検討に必要と認めて、監査証明等を行う公認会計士等(当該公認会

³³ 但し、第1四半期決算短信や第3四半期決算短信が提出された場合において、当該決算短信に記載された財務情報が投資判断上重要である場合に、有価証券届出書の訂正を行うことが必須でないといえるかについては個別案件ごとの検討が必要であると思われます。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

計士等であった者を含みます。) に対して事情説明等を求める場合には、それに協力するものとすることが挙げられていますが、これらについては実務方針で示されていた内容と同内容です。

これらに加えて、③第 1 四半期及び第 3 四半期累計期間に係る四半期財務諸表等にレビュー報告書が添付される場合であって、当該レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載された場合が、特設注意市場銘柄の指定要件 ³⁴ に追加されることが明らかとなりました。

現行の有価証券上場規程(以下「上場規程」といいます。)においても、金商法上の四半期レビュー報告書に「否定的結論」又は「結論を表明しない」旨が記載された場合が、特設注意市場銘柄の指定要件の一つとされていましたが ³⁵、四半期報告書廃止に伴い、上記の要件に差し替えられることとなります。

2. 新規上場申請に係る提出書類

制度要綱等においては、新規上場申請に係る提出書類等についても所要の見直しを行うとされていますが、具体的な見直し内容については現時点では明らかにされていません。

この点、内国会社が新規上場申請を行う際、「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」(以下「Iの部」といいます。)を東証に提出することが必要とされており、現行制度の下では、Iの部については、原則として開示府令の第2号の4様式に基づく企業情報の記載等が求められることから、Iの部の提出日が四半期財務諸表の作成後である場合には、四半期財務諸表等の開示が求められていました36。

もっとも、上記IV.の記載のとおり、有価証券届出書の記載様式においては四半期財務情報の開示義務が削除されることから、Iの部においても四半期財務諸表等の開示は不要となるのか、見直しの内容については今後注視する必要があります。

また、新規上場申請においては、新規上場申請に係る株券等の上場日が、基準事業年度の末日の翌日以後3か月、6か月ないし9か月経過した後となる場合には、それぞれ、第1~第3四半期に係る「新規上場申請のための四半期報告書」の提出が必要とされており、現行制度の下では、これらは開示府令の第4号の3様式(内国会

³⁴ ①上場会社が上場廃止基準に該当するおそれがあると東証が認めた後、審査の結果上場廃止までに至らないと認めた場合、②上場会社が有価証券報告書等において虚偽記載を行った場合、③上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載された場合等で、かつ、内部管理体制等に改善の必要性が高いと東証が判断したときは、特設注意市場銘柄に指定することとされています。特設注意市場銘柄へ指定された場合、上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出することが義務づけられ、これに基づき内部管理体制等に問題があると認められない場合には、指定が解除される一方、内部管理体制の改善の見込みがなくなったと東証が認める場合等には上場が廃止されます(上場規程503条、601条1項9号)。

³⁵ 上場規程 503 条 1 項 2 号 b

³⁶ 上場規程 204 条 2 項、210 条 2 項、216 条 2 項、上場規程施行規則 204 条 1 項 4 号 a、218 条 1 項 231 条 1 項 2 号

CAPITAL MARKETS BULLETIN

社の四半期報告書)に準じて作成することが求められていましたが ³⁷、こちらも四半期報告書の廃止に伴い提出が不要となるのか、今後明らかにされる見直しの具体的内容を確認する必要があります。

Ⅵ. 施行日·適用時期

1. 関係政令 · 内閣府令等

金融庁によれば、上記の関係政令・内閣府令等の改正案の施行日は、改正金商法の施行日と同日である 2024 年 4 月 1 日の予定とされています。

改正金商法に基づく半期報告書は、原則として、施行日以後開始する事業年度に係るものから提出する必要があります ³⁸。なお、四半期報告書については、施行日以後開始する四半期会計期間に係るものから提出が不要となりますが、施行日前に開始する四半期会計期間に係るものについては提出が必要とされています ³⁹。

また、有価証券届出書に係る改正の適用時期については、当該施行日以後最初に 有価証券報告書を提出した時から適用(改正金商法附則 3 条 2 項の規定により、改 正後の規定に基づく半期報告書を提出する会社(具体的には決算期を 12 月期とする 会社が該当します。) 40にあっては、施行日以後最初に当該半期報告書を提出した時 から適用)とされています。

したがって、3月期の会社においては、2024年3月期(2023年4月1日から2024年3月31日)に係る有価証券報告書を提出した時点以降に提出する有価証券届出書に適用されます。他方、12月期の会社においては、2024年12月期の半期(2024年1月1日から同年6月30日)に係る半期報告書を提出した時点以降に提出する有価証券届出書に適用されます。

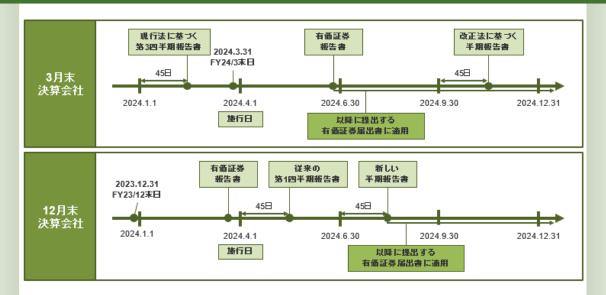
 $^{^{37}}$ 上場規程 204 条 5 項、210 条 5 項、216 条 5 項、上場規程施行規則 206 条 9 号 a~c、220 条 1 号、233 条

³⁸ 改正金商法附則 3 条 1 項

³⁹ 改正金商法附則 2 条 1 項

⁴⁰ 改正金商法においては、半期報告書については、原則として、2024 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に係る半期報告書から改正後の規定に従って提出が必要となるところ(改正金商法附則 3 条 1 項)、例外として、2024 年 4 月 1 日より前に第 1 四半期が開始し、かつ、同日以降に第 1 四半期報告書の提出期間が開始する会社において第 1 四半期報告書を提出した会社においては、当該第 1 四半期が属する事業年度から改正後の半期報告書の提出が求められます(改正金商法附則 3 条 2 項)。

CAPITAL MARKETS BULLETIN



2. 東証の制度要綱等

東証の制度要綱等の施行日は、改正金商法の施行日と同日とされていますので、2024年4月1日となります。また、第1四半期及び第3四半期決算短信の記載事項に係る改正については、施行日以後に開始する四半期会計期間(第2四半期を除きます。)に係る四半期決算短信から適用開始とされていますので、3月期決算会社の第1四半期及び9月期決算会社の第3四半期から順に、見直し後の第1・第3四半期決算短信の開示が必要となります。

Ⅷ. おわりに

今般公表された、四半期報告書制度の廃止に関する関係政令・内閣府令等については今後公表されるパブリックコメントにおける回答も踏まえて実務上の運用や影響を検討していく必要があり、また新規上場申請に係る提出書類等の取引所の規程も今後改正が見込まれることから、引き続き注視が必要となります。

CAPITAL MARKETS BULLETIN

セミナー情報

▶ セミナー <u>『サステナビリティ×ファイナンス連続ウェビナー』</u>

視聴期間 2023年10月30日(月)~2024年5月31日(金)

主催 森・濱田松本法律事務所

No.	テーマ	講師
1. 配信済	「サステナビリティ×ファイナンス」 イントロダクション	末廣 裕亮 弁護士 冨永 喜太郎 弁護士
2. 配信済	サステナビリティ×ディスクロー ジャー	五島 隆文 弁護士
3. 配信済	サステナビリティ×デット・ファイナ ンス	二村 佑 弁護士
4.配信済	サステナビリティ×エクイティ・ファ イナンス	宮田 俊 弁護士
5.配信済	サステナビリティ×REIT/不動産ファ ンド	山本 義人 弁護士
6.	サステナビリティ×アセマネ	廣本 文晴 弁護士 白川 剛士 弁護士
7.	サステナビリティ×ローン 〜サステナビリティ・リンク・ローン 等の契約実務〜	末廣 裕亮 弁護士
8.	トランジション・ファイナンス	佐藤 正謙 弁護士
9.	インパクト投資	田中 光江 弁護士
10.	サステナビリティ×金融レギュレー ション(1)(気候変動リスク管理など)	冨永 喜太郎 弁護士
11.	サステナビリティ×ブロックチェーン	石橋 誠之 弁護士
12.	カーボンクレジット	久保 圭吾 弁護士
13.	サステナビリティ×金融レギュレー ション(2)(顧客への気候変動対応支援 など)	冨永 喜太郎 弁護士
14.	ソーシャル/人権×ファイナンス	白川 佳 弁護士

セミナー 『上場会社のための金融商品取引法の基礎~四半期報告書制度の 廃止など近時の改正動向も含めて~』

視聴期間 2024年2月1日(木)10:00~2024年2月29日(木)17:00

講師 五島 隆文

主催 株式会社プロネクサス

▶ セミナー 『【オンライン】新しい四半期開示とディスクロージャーの重要トピック~2023年改正金商法及び関連政府令、東証規則を徹底解説~』

開催日時 2024年2月20日(火)14:00~16:00

講師 宮田 俊

主催 一般社団法人企業研究会

CAPITAL MARKETS BULLETIN

▶ セミナー 『第 5317 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場企業エクイ

ティ・ファイナンスの要諦-グローバルオファリングや PIPEs

に必要な手続きも解説ー』

開催日時 2024年3月5日(火) 13:30~15:30

講師 宮田俊

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

向けガイドのポイント」

掲載誌 旬刊経理情報 No.1695

著者 二村 佑、水本 真矢(共著)

NEWS

Who's Who Legal の Global Practice Area Report 2023 および Thought Leaders Report 2023 の各分野にて高い評価を得ました

Law Business Research が発行する Who's Who Legal の Global Practice Area Report 2023 および Thought Leaders Report 2023 において、Capital Markets – Debt and Equity 分野で鈴木 克昌 弁護士、尾本 太郎 弁護士、根本 敏光 弁護士、田井中 克之 弁護士、トニー・グランディ 弁護士が、Capital Markets – Structured Finance 分野で佐藤 正謙 弁護士が International Leader に選出されました。

➤ Chambers Asia-Pacific 2024 にて高い評価を得ました

Chambers Asia-Pacific 2024 で、当事務所は日本における複数の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士がその分野で高い評価を得ました。さらにタイ(Chandler MHM Limited)、ミャンマー(Myanmar Legal MHM Limited)、ベトナム及びインドネシアにおいても複数の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士がその分野で高い評価を得ております。

森・濱田松本法律事務所

JAPAN

- · Capital Markets (Band 1)
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)

CAPITAL MARKETS BULLETIN

弁護士

JAPAN

· Capital Markets 鈴木 克昌、尾本 太郎、根本 敏光、田井中 克之

Capital Markets: J-REITs
 尾本 太郎、藤津 康彦

Capital Markets: Securitisation & Derivatives
 佐藤 正謙、江平 享

▶ 上海オフィス移転のお知らせ

森・濱田松本法律事務所 上海オフィスは、この度、2023 年 12 月 25 日より、同ビル 6 階から 22 階に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

<移転先>

〒200120 上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大厦 22 階 TEL: +86-21-6841-2500 / FAX: +86-21-6841-2811 ※TEL・FAX に変更はございません。

新人弁護士(60名)が入所しました。
朝岡 駿太朗、安藤 大貴、泉 尚輝、一井 梨緒、一瀬 大河、井上 勝寛
猪俣 大輝、臼井 洸斗、梅田 稜太郎、大山 拓真、大類 裕介、緒方 彰大
岡元 雄奨、鏡 幸哲、草壁 空之佑、黒澤 陸人、幸田 遼、小久保 剣、薦田 郁弥
小山 大志、齊藤 理木、坂田 水美、真田 大慶、志村 真人、荘司 晴彦、白崎 翔
管 優太朗、鈴木 晴人、髙久保 香子、田代 潤奈、土田 彩乃、時田 龍太郎
利根川 絢菜、飛田 駿、中野 竹彦、中矢 仁武、南條 亜麻人、西岡 佑馬
根来 志帆、濱口 優太、早川 仁、早水 優介、彦田 拓眞、平島 圭悟、深見 瑞
藤井 俊明、藤平 雄大、松岡 有希恵、松村 圭祐、松本 美羽衣、的場 涼花
三浦 菜々実、光永 大晟、南 若葉、山岡 祐貴、山我 直義、横山 優斗
若尾 和哉、若林 慶太郎、渡辺 貴子